目　　次

１．制度の概要 ……P. 1
⑴ 概要と目的
⑵ 貸付対象者
⑶ 貸付内容
⑷ 利子
⑸ 連帯保証人

２．貸付の申請 ……P. 1
⑴ 申請方法
⑵ 連帯保証人
⑶ 他の貸付制度との併用

３．貸付の決定と交付 ……P. 2
⑴ 貸付決定
⑵ 提出書類
⑶ 資金の交付

４．貸付契約の解除……P. 2

５．貸付契約の休止……P. 3

６．返還の債務の当然免除……P. 3
⑴ 免除の条件
⑵ 提出書類
⑶ 免除の決定

７．返　　還 ……P. 3
⑴ 返還対象
⑵ 提出書類
⑶ 返還方法
⑷ 返還口座

８．返還の債務の履行猶予 ……P. 4
⑴ 猶予対象
⑵ 提出書類
⑶ 提出期限
⑷ 猶予の決定

９．返還の債務の裁量免除……P. 5
⑴ 免除対象
⑵ 返還額の算出方法
⑶ 提出書類
⑷ 免除の決定

１０．現況確認 ……P. 5
⑴ 提出書類
⑵ 提出期限

１１．届出の義務 ……P. 5
⑴ 修学中
⑵ 卒業後

１２．退職したときの手続き ……P. 6
⑴ 翌月までに再就職する場合
⑵ 翌月までに再就職しない場合
⑶ 保育業務に就かない場合

１３．返還の免除に係る対象業務……P. 7

１４．提出先及び連絡先 ……P. 7

１５．諸様式一覧 ……P. 8

１６．申請届出に必要な書類一覧……P. 9

１７．申請から免除までのフロー……P. １１

１８．各種届出様式……P. １２

１．制度の概要

⑴ 概要と目的

この制度は大分県における保育士の確保を図るため、大分県内に住所登録している方や大分県出身で都道府県知事が指定する保育士養成施設（以下、「養成施設」という。）に在学し、卒業した日から１年以内に保育士登録を行い、大分県内等において保育士としての児童の保護等の業務（以下、「保育業務」という。）に従事しようとする方に無利子で修学金の貸し付けを行います。

また、養成施設等を卒業後、一定の要件を満たした場合はこの修学資金の返還を免除します。

⑵ 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

① 大分県内外の保育士養成施設（専修学校一般課程及び各種学校は除く）に平成 30 年４月に入学または在学している大分県出身者の方。

② 養成施設卒業後は保育士登録を行い、大分県内の保育所等で保育業務に従事しようとする方。

③ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸し付けが必要と認められる方。

④ 他の都道府県の本修学資金及び他の奨学金を借り受けていない方。

※上記の要件を満たしていても、予算の範囲内で貸し付けを行うため、貸し付けできないことがあります。

⑶ 貸付内容

①修学資金	50,000 円以内（月額：養成施設に在学する期間内）
②入学準備金	200,000 円以内（入学年度の初回貸付時）
③就職準備金	200,000 円以内（卒業年度の最終貸付時）

※①については、原則として養成施設に在学する２年間ですが、本人の責によらない傷病等の理由により、やむを得ず留年される場合には、その時点で相談のうえ、貸付月額、貸付期間を再度決定します。

②と③については、希望に応じて加算できますが、入学準備金のみ、就職準備金のみの貸し付けはできません。

申請と同時にお申し込み下さい。

⑷ 利　子

貸付利子は無利子です。

ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年 5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

⑸ 連帯保証人

申請には連帯保証人が必要です。**借入申請者が未成年の場合は法定代理人とします。**

２．貸付の申請

⑴ 申請方法

貸し付けを受けようとするときは、次の書類を在籍する養成施設を通じて、大分県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出して下さい。

① 修学資金貸付申請書（第 1-1 号様式）
② 家庭事情調書（第 1-2 号様式）
③ 修学生推薦調書（第 2 号様式）
④ 貸付申請に係る同意書及び誓約書（第 4 号様式）
⑤ 住民票（申請者と連帯保証人分　世帯全員分）
⑥ 課税・所得証明書（原則父母。ただし、父母のいない場合は、家計を支えている方。連帯保証人）
⑦ 修学資金申請チェックリスト（P28）
・離職証明書等　　＊入学時に 45 歳以上で離職して２年以内の方のみ。以下「中高年離職者」
・生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

＊その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

(2) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有し、保証能力の有る成年者とします。
ただし、県社協会長が必要と認める場合、県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。
なお、申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

(3) 他の貸付制度との併用

以下の制度との併用はできません。

・生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度

*なお、本制度の貸付決定後（貸付期間中）に重複での借り入れが判明した場合は、本貸付金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めることがあります。
日本学生支援機構、日本政策金融公庫等との併用は可。

３．貸付の決定と交付

(1) 貸付決定

貸し付けの可否を「修学資金貸付決定通知書」、または「修学資金貸付不承認通知書」により申請者及び連帯保証人へ通知します。

※審査のうえ貸し付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から **14 日以内**に下記①～④の書類を提出して下さい。

① 修学資金借用証書（租税特別措置法第 91 条の 3 第 2 項の適用により印紙税が課税されません）
② 印鑑登録証明書（申請者と連帯保証人及び法定代理人分）**申請者が未成年の場合は不要**
③ 振込口座届（第 5 号様式）
④ 振込口座通帳のコピー（支店名、口座番号、名義のわかるページ）

(3) 資金の交付

修学資金の交付は、毎年、上半期分と下半期分の年 2 回の分割の方法によって申請者が指定する口座（借受人本人名義の口座に限る）に交付します。時期については個別に通知いたします。
なお、入学準備金は入学年度の初回交付時に、就職準備金は卒業年度の最終交付時にあわせて交付します。

＊在学中に進級した場合は、在学届（第 7 号様式）を 4 月 15 日までに提出していただきます。

４．貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

・**貸付決定を受けて 14 日以内に借用証書等を提出しないとき。**
・養成施設を退学したとき。
・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
・学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
・修学資金の貸し付けを辞退したとき。
・在学中に死亡したとき。
・その他修学資金の貸し付けの目的を達する見込みがないと認められるとき。

５．貸付契約の休止

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約を休止します。

・養成施設を休学したとき

・養成施設から停学処分を受けたとき。

＊休止の期間は休学、または停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月となります。

６．返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

(1) 免除の条件

① 借受人が、養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録を行い、大分県内等において保育業務に従事し、5 年間（過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は 3 年間）継続して当該業務に従事したとき。

*従事については、正規・非正規の雇用形態は問いませんが、週の所定労働時間数 30 時間以上を要件とします。残業時間を含めることはできません。

なお、返還免除要件を達成するまでの期間、返還猶予を受けておく必要があります。
期限までに手続を行わず猶予を受けていない場合には、業務に従事していた場合でも返還開始となります。

② 借受人が保育業務に起因する死亡、または疾病、その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなくなったと認められるとき。

(2) 提出書類

① 返還免除申請書（第 10 号様式）
② 業務従事期間証明書（第 11 号様式）
③ (1)②の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し。

(3) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

７．返　　還

(1) 返還対象

以下のいずれかに該当することとなった場合、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

① 貸付契約が解除されたとき。
② 養成施設を卒業した日から１年以内に大分県内等において、保育業務に従事しなかったとき。（猶予の特例を除く）
③ 大分県内等において保育業務に従事する意思がなくなったとき。
④ 保育業務外の事由により死亡し、または心身の故障により保育業務に従事できなくなったとき。
⑤ 養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録をしなかったとき。

(2) 提出書類

返還計画書（第 9 号様式）

(3) 返還方法

資金の返還は、全額（裁量免除に該当する方は、当該計算式により算出された返還額）について、下表（返還年数表）に定める期間内に、元金均等の月賦払いの方法により返還しなければなりません。

なお、繰り上げて返還することは可能です。

返　還　額	返還年数
40 万円未満	1 年
40 万円以上	返還期間は、返還額が 40 万円を増すごとに 1 年を加算

(4) 返還口座

返還金は指定する県社協の口座に振り込みをしていただきます。

＊振込手数料は借受人負担となります。なお、振込人名義は必ず借受人名義として下さい。

８．返還の債務の履行猶予

養成施設を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、修学資金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることができます。

(1) 猶予対象

以下のいずれかに該当することとなった場合。

① 大分県内等において、養成施設を卒業後、大分県内等で保育業務に従事している場合。
　なお、免除要件を満たすためにはＰ3 の「6. 返還の債務の当然免除」を確認してください。
② 貸付契約を解除された後、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
　（猶予期間：在学期間）
③ 卒業後、保育士登録をしたものの、保育業務に就くことができなかったが、1 年以内に大分県内等において保育業務に就く意思があるとき。
　（猶予期間：1 年間。ただし、保育業務以外の職種に採用された者については 2 年間）
④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(2) 提出書類

① 返還猶予申請書（第 8 号様式）
② 業務従事期間証明書（第 11 号様式）等、事由を証明する書類
③ 在学届（第 7 号様式）＊該当者に限る

(3) 提出期限

当該理由が生じた日から **14 日以内**

(4) 猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

９．返還の債務の裁量免除

(1) 免除対象

大分県内等において修学資金の貸し付けを受けた期間以上、保育業務に従事したと認められるとき。ただし、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。

⑵ 免除額の算出方法

免除の額は、大分県内等において保育業務に従事した期間を貸し付けを受けた期間の２分の５（過疎地域勤務者、中高年離職者については２分の３）に相当する期間で除して得た数値（この数値が１を超えるときは、１とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

⑶ 提出書類

返還免除申請書（第10号様式）

⑷ 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

１０．現況確認

卒業後、返還が免除されるまで、**毎年４月１日現在の状況**について**報告書を提出**していただきます。

⑴ 提出書類

① 現況報告書（第６号様式）
② 返還猶予申請書（第８号様式）
③ 業務従事期間証明書（第11号様式）

⑵ 提出期限

毎年４月15日まで

１１．届出の義務

修学中と卒業後に下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から**14日以内**に所定の様式に証明する書類を添えて提出して下さい。

＊期日までに書類が提出されないときは、返還開始の手続きに移行しますのでご注意ください。

⑴ 修学中

・進級するとき　（在学届　第７号様式）
・借受人の住所、氏名に変更があったとき。（異動届Ｂ　13号様式）
・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。　（異動届Ｂ　第13号様式）
・長期欠席、停学、休学、復学、または退学するとき。　（異動届Ａ　第12号様式）
・修学資金の貸し付けを辞退するとき。　（異動届Ａ　第12号様式）
　＊貸し付けを辞退した後も引き続き養成施設に在学しているときは、返還猶予の対象となりますので、期限内に 返還猶予申請書（第８号様式）を提出して下さい。
　返還猶予申請書の提出がないときは、返還開始となりますのでご注意下さい。
・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。　（連帯保証人変更願　第14号様式）
・借受人が死亡したとき。　（借受人死亡届　第15号様式）

⑵ 卒業後

・養成施設を卒業し、保育士登録を行ったとき。（異動届Ａ　第12号様式）
・保育業務に従事し始めたとき。（異動届Ａ　第12号様式）
・保育業務以外に従事し始めたとき。（異動届Ａ　第12号様式）
・借受人の住所、氏名等に変更があったとき。（異動届Ｂ　第13号様式）
・借受人の勤務先に変更があったとき。（異動届Ｂ　13号様式）及び前勤務先の業務従事期間証明書（第11号様式）
・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき（異動届Ｂ　第13号様式）
・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。（連帯保証人変更願　第14号様式）
・借受人が死亡したとき。　借受人死亡届（借受人死亡届　第15号様式）

１２．退職したときの手続き

(1) 退職した日の翌月までに、大分県内等において保育業務に再就職する場合。

① 提出書類

・異動届 B　（第 13 号様式）
・業務従事期間証明書（第 11 号様式）

② 提出期限

退職日から **14 日以内**

(2) 退職した日の翌月までに、大分県内等で保育業務に再就職できなかった場合。

① 提出書類

・異動届 B（第 13 号様式）
・業務従事期間証明書（第 11 号様式）
・返還免除申請書（第 10 号様式）　*該当者に限る
・返還計画書（第 9 号様式）

② 提出期限

退職日から **14 日以内**

(3) 今後、大分県内等において保育業務に就かない場合。
→＊退職日の翌月から返還金が生じます。

① 提出書類

・異動届 B（第 13 号様式）
・業務従事期間証明書（第 11 号様式）
・返還免除申請書（第 10 号様式）*該当者に限る。
・返還計画書（第 9 号様式）

② 提出期限

退職日から **14 日以内**

１３．返還債務の免除に係る対象業務

業務従事区域

返還債務の免除に係る対象となる業務は、県内の以下に掲げる下記の施設または事業所とする。
*国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）

業務従事施設等

① 保育所
② 幼稚園で教育時間の終了後預かり保育等の教育活動を常時実施している施設
③ 認定こども園への移行を予定している施設
④ 認定こども園
⑤ 家庭的保育事業
⑥ 小規模保育事業
⑦ 居宅訪問型保育事業
⑧ 事業所内保育事業
⑨ 企業主導型保育事業
⑩ 病児保育事業
⑪ 一時預かり事業
⑫ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
（保育室・家庭的保育事業に類するもの）

※⑤⑥⑦⑧は市町村実施又は認可されたもの
※⑩⑪は大分県知事に開始届出を行ったもの
※認可外施設については。大分県知事による届出を行ったもの（児童福祉法第 59 条の 2）

詳しくは、各市町村窓口までお問い合わせください。

１４．提出先及び連絡先

〒８７０－０９０７
大分市大津町２丁目１番 41 号　大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会　福祉資金課　〈保育士資金貸付担当者〉

TEL：０９７－５１５－７７７１
FAX：０９７－５１５－７７７２

１５．諸様式一覧

※　コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。

様式番号	様式名称	ページ
第 1-1 号様式（保）	修学資金貸付申請書 **(※. A4 両面印刷)**	P12・13
第 1-2 号様式（保）	家庭事情調書	P14
第 2 号様式（保）	修学生推薦調書	P15
第 4 号様式（保）	貸付申請に係る同意書及び誓約書	P16
第 5 号様式（保）	振込口座届	P17
第 6 号様式（保）	現況報告書	P18
第 7 号様式（保）	在学届	P19
第 8 号様式（保）	返還猶予申請書	P20
第 9 号様式（保）	返還計画書	P21
第 10 号様式（保）	返還免除申請書	P22
第 11 号様式（保）	業務従事期間証明書	P23
第 12 号様式（保）	異動届Ａ	P24
第 13 号様式（保）	異動届Ｂ	P25
第 14 号様式（保）	連帯保証人変更願	P26
第 15 号様式（保）	借受人死亡届	P27
	修学資金申請チェックリスト	P28

申請書類の記入・提出にあたって

・各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付ができません。
・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
・提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
・記入方法等、ご不明な点がございましたら、県社協までお問い合わせください。

１６．申請・届出に必要な書類一覧

区分		こんなとき	必要書類 様式･その他添付書類	注意事項	手引き該当箇所 ページ	 目次
在学中	申請～交付	貸付申請をするとき	･修学資金貸付申請書＜第1-1号様式＞ ･修学生推薦調書＜第2号様式＞ ･貸付申請に係る同意及び誓約書 ＜第4号様式＞ ･住民票（申請者と連帯保証人分） ･課税･所得証明書（連帯保証人分） ･離職証明書（中高年離職者に限る。） ･生活保護証明書（該当者に限る）		1	2.貸付の申請
		「貸付決定通知書」を受け取ったとき	･借用書 ･印鑑登録証明書 （申請者、連帯保証人及び申請者が未成年者の場合は法定代理人分） ･振込口座申請書＜様式第5号＞ ･振込口座通帳のコピー		2	3.貸付の決定と交付
		複数年度貸し付けを受けるとき （＊貸し付けを受ける2年目以降の年度初め）	･在学届＜第7号様式＞		2	3.貸付の決定と交付
	猶予	貸付契約解除後、引き続き養成施設等に在学しているとき	･返還猶予申請書＜第8号様式＞ ･在学届＜第7号様式＞		2 4	4.貸付契約の解除 8.返還の債務の履行猶予
	届出	休学、復学、転学、退学したとき	･異動届Ａ＜第12号様式＞	養成施設の証明が必要	5	11.届出の義務
		停学又は退学の処分を受けたとき	･異動届Ａ＜第12号様式＞	養成施設の証明が必要	5	11.届出の義務
		貸し付けを辞退するとき	･異動届Ａ＜第12号様式＞		5	11.届出の義務
卒業後	届出	保育士証が届いたとき	･登録証（写）		5	11.届出の義務
	猶予	保育業務に就いたとき	･異動届Ａ＜第12号様式＞ ･返還猶予申請書 ＜第8号様式＞	異動届Ａに事業主証明が必要	5 4	11.届出の義務 8.返還の債務の履行猶予
		保育士登録をしたが、保育業務以外の職種に従事 *1年以内に保育業務に就く意思があるとき	･返還猶予申請書 ＜第8号様式＞		4	8.返還の債務の履行猶予
	届出	退職① 退職した翌月、県内で保育業務に再就職するとき	･異動届Ｂ＜第13号様式＞ ･業務従事期間証明書＜第11号様式＞	異動届Ｂと業務従事期間証明書に事業主証明が必要	6	12.退職したときの手続き
	返還	退職② 退職した翌月、県内で保育業務に再就しないとき	･異動届Ｂ＜第13号様式＞ ･業務従事期間証明書＜第11号様式＞ ･返還免除申請書＜第10号様式＞ （＊該当者に限る。） ･返還計画書＜第9号様式＞		6 4 3	12.退職したときの手続き 9.返還の債務の裁量免除 7.返還

区分		こんなとき	必要書類 様式・その他添付書類	注意事項	手引き該当箇所 ページ	 目次
卒業後	返還	退職③ 今後、県内で保育業務に就かないとき	・異動届B<第13号様式> ・業務従事期間証明書<第11号様式> ・返還免除申請書<第10号様式> （＊該当者に限る） ・返還計画書<第9号様式>		6 4 3	12.退職したときの手続き 9.返還の債務の裁量免除 7.返還
	免除	保育業務に5年間（または3年間）従事したとき	・返還免除申請書 <第10号様式> ・業務従事期間証明書 <第11号様式>		3	6.返還の債務の当然免除
	現況	返還が免除されるまで （＊毎年4/1現在）	・現況報告書 <第6号様式> ・返還猶予申請書 <第8号様式> ・業務従事期間証明書 <第11号様式> （＊前年度、保育業務に従事していた方）	提出期限は毎年4月15日まで	5	10.現況確認
在学中・卒業後	届出	借受人の住所、氏名等に変更があったとき	・異動届B<第13号様式> ・住民票		5	11.届出の義務
		連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき	・異動届B<第13号様式> ・住民票(住所、氏名の変更に限る)		5	11.届出の義務
		連帯保証人を変更するとき	・連帯保証人変更願<第14号様式>		5	11.届出の義務
		借受人が死亡したとき	・借受人死亡届<第15号様式> ・死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本		5	11.届出の義務

１７．申請から免除までのフロー

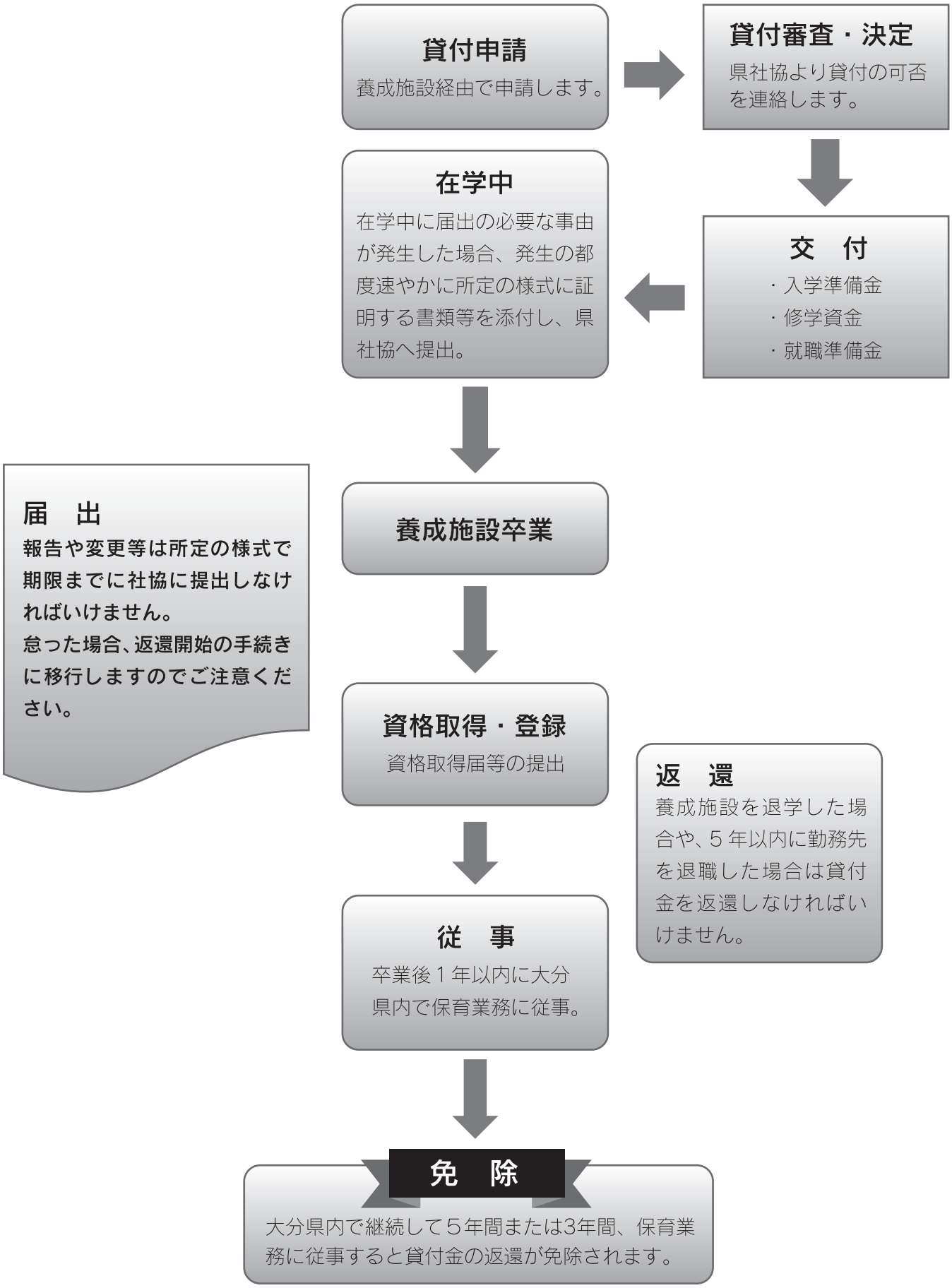

第 1-1 号様式（保）

修学資金貸付申請書

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

フリガナ 氏　　名	㊞	性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　　生　（満　　歳） 中高年離職者は☑を入れてください→□		
住　　所 （現住所）	〒　　－ TEL:　　（　　） 携帯　　－　　－		
フリガナ 法定代理人	㊞	続柄	
生年月日	昭和　　年　　月　　日　　生　（満　　歳）		
住　　所	〒　　－ TEL:　　（　　） 携帯:　　－　　－		

養成施設	名　称		課　程 （学科・専攻）	
	入　学 年月日	平成　　年　　月　　日（第　　学年在学中）	卒業予定年月	平成　　年　　月

保育士修学資金の貸付を次のとおり申請します。

借入希望期間	平成　　年　　月　　から　　平成　　年　　月	
借入希望金額	①修学資金	円（月額　　円×　　カ月）
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円
	総額 （①+②+③）	円

申請理由 **＊資格取得の目的や県内で介護業務に従事する意思、経済状況等について記載。**					
他の公的給付貸付等の状況	有　・　無				
	名称	日本学生支援機構・日本政策金融公庫・その他（　　）			
	期間	平成　　年　　月 から 平成　　年　　月	**金額**	円	

家族状況 **＊申請者と同一生計**	**氏　名**	**申請者との続柄**	**年齢**	**勤務先または学校**	**学校種別**	**通学別**
					公　立 私　立	自　宅 自宅外
					公　立 私　立	自　宅 自宅外
					私　立 私　立	自　宅 自宅外
					公　立 私　立	自　宅 自宅外
					私　立 私　立	自　宅 自宅外

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人（自署）						
	フリガナ		**性別**	男・女	**続柄**	
	氏　名	㊞				
	生年月日	昭和　　年　　月　　日　　生　（満　　歳）				
	住　所	〒　　－ TEL： 携帯：　　－　　－				
	勤務先名					
	勤務先住所	〒　　－ TEL：				

家庭事情調書（正確にご記入ください。）

項目	いずれかに〇又は期間、金額等の状況を記入してください。
母子・父子世帯である。	である　・　でない
生活保護の受給	している・していない
家族の中に障がい者がいる。	いる　・　いない いる場合 身体障がい者手帳、障がい基礎年金、療育手帳等の交付を受けている者は、交付番号及び障がい者等級表による級別が記載された面をコピーして添付してください。
家族の中に長期療養者（６箇月以上）がいる。	いる　・　いない いる場合 療養者（　　） 病　名（　　） 年　　月から入院している 年　　月から通院している 入院又は通院による支出金額（健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額を除く。） 月　額　　円
主たる家計支持者が別居している。	いる　・　いない いる場合 年　　月から別に居住している 住居費及び光熱水費 月　額　　円
火災、風水害又は盗難等の被害を受け、そのために家計に負担がかかっている。	いる　・　いない いる場合 災害の種類（　　） 発生年月　　年　　月 被害総額　　円 借入をした場合 借入金額　　円 借入先　（　　） 返済期間　　年　　月から　　年　　月まで 返済月額　　円
保護者が無職、失職の場合の生活費の出所 （退職後、雇用保険等を受けている場合又は受ける予定のある場合は、その期間と１箇月分の金額）	

第２号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

（養成施設）
所　在　地
名　　称
長の職･氏名　　㊞

修 学 生 推 薦 調 書

下記の者は所見のとおり、保育士修学資金の貸し付けを受ける者として適当と認め推薦します。

フリガナ	
氏　　名	
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生　　（満　　歳）
課程・学年	（　　）課程　第　　学年在学中
所見 **（人物・成績等）**	
推薦理由 ※上記の者が、東日本大震災等の被災者である場合は、右欄下の□にレ点を記入してください。	□上記の者は、東日本大震災の被災者で、被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）出身者である。

第４号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付申請に係る同意及び誓約書

社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金等貸付制度実施要綱に基づき、下記の事項に同意し、貸し付けを受けた後は留意事項を遵守することを連帯保証人連署のうえ誓約します。

記

〈貸付申請にあたって〉

1　私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。

2　貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人、法定代理人（以下「私等」という。）の資産、収入・負債の状況及び学校の在学状況等につき、貴社会福祉協議会が全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。

また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供することについても同意します。

3　貸付申請後、大分県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

4　貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5　貸付申請に際して、ご提出いただいた申込書等につきましては、ご返却いたしませんので、予めご了承ください。ただし、貸付不承認となった場合は、申請書類一式をご返却いたします。

6　貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。
また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。

〈貸付後の留意事項〉

1　養成施設卒業後、実施要綱第11に規定する特定業務に従事すること。

2　貸付額に変更があるときは、その都度借用証書を提出すること。

3　修学資金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社福祉協議会に迷惑をかけないこと。

4　届出義務を履行すること。

申　請　者　　住　　所

氏　　名（自署）　　㊞

連帯保証人　　住　　所

氏　　名（自署）　　㊞

第５号様式（保）

平成　　年　　月　　日

振 込 口 座 届

大分県社会福祉協議会会長　殿

申出事由	１:新　規　　２:変　更　　３:その他（　　）
住　所	〒　　－ 携帯：　　－　　－
借受人氏名	フリガナ ㊞
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　（満　　歳）

下記のとおり、保育士修学資金等の振込口座を申し出ます。

振 込 先	金融機関名	
	支　店　名	支店
	口座の種類	普　通　預　金
	口 座 番 号	
口座名義	フリガナ

※口座は必ず借受人本人名義のものに限ります。
※振込口座通帳のコピー（金融機関名、口座番号、名義が確認できるもの）を必ず添付してください。

＊社協使用欄

貸付番号

第６号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

現　況　報　告　書

下記のとおり、平成　　年４月１日現在の現況を報告します。

借受人現住所		（〒　　－　　） 携帯　　―　　―
勤務先	所在地	（〒　　－　　） 電話（　　）　　―
	名　称	
	職　種	

第７号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

在　学　届

下記のとおり、在学状況を届け出ます。

課　程 （学科・専攻）	科
学　年	年

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

（養成施設）

所 在 地

名　　称

代表者の職・氏　名　　㊞

第８号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

返還猶予申請書

保育士修学資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	平成　　年　　月　から　平成　　年　　月　まで
借入金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c)=(a)－(b)

返還猶予申請額	円
返還猶予申請期間	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで
返還猶予申請理由 **（該当の番号に○をする）**	1.　県内において保育の業務に従事 2.　在学中 （学校名：　　学科・専攻：　　） 3.　卒業後、保育業務に就けなかったが、１年以内に県内で当該業務に就く意思がある 4.　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由 （　　） ※事由を証明する書類が必要となります。

第９号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

返　還　計　画　書

下記のとおり、保育士修学資金を返還します。

借入期間	平成　　年　　月～　　平成　　年　　月（　　ヵ月間）
借入金額	円　　(a)
既返還済額	円　　(b)
裁量免除決定額	円　　(c)

返還金額	円　　＝(a)-(ｂ)-(ｃ)
返還方法 **＊いずれかに○をして下さい。**	一括払い　　・　　元金均等の月賦払い
返還期間	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月　（　　回払）

第 10 号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

返 還 免 除 申 請 書

保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借 入 期 間	平成　　年　　月　から　平成　　年　　月　　日　まで
借 入 期 間	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未 返 還 額	円・・・(c)=(a)－(b)

返還免除申請額	円
返還免除申請理由 **(該当の番号に○をする)**	1.　5 年間保育業務に従事 2.　3 年間保育業務に従事 　□中高年離職者、□過疎地域勤務 3.　心身の故障 4.　死亡 5.　借入期間以上、保育業務に従事 6.　その他 （　　）

第 11 号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

業務従事期間証明書

施設の種別

次のとおり、保育業務に従事していますので届出します。

※施設種別は「手引き 13 返還の免除に係る対象業務」をご覧ください。

業　務 従事先	所在地	〒　　－ TEL（　　）　　—
	法人名 /施設・事業所名	
	雇用形態	正規雇用　・　非正規雇用（　　）
	労働時間	1 週間における所定労働時間　　＿＿＿時間
業務従事 期　　間	平成　　年　　月　　から平成　　年　　月　まで （　　年　　カ月間）	
	業務の中断 （休業）期間	＊該当する場合のみご記入下さい。 平成　　年　　月　　日　から平成　　年　　月　　日まで （　　年　　カ月間）
	業務の中断 （休業）の理由	＊該当する場合のみご記入下さい。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

所在地

法人名
/施設・事業所名

代表者の職・氏名　　㊞

第 12 号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）
（借受人）〒　　－
住　　所
氏　　名　　㊞
携帯番号　　－　　－

異　動　届　A

下記のとおり、届出をいたします。

（＊届出番号に○をしてください。2～6 は養成施設、8 は事業主の証明が必要です。）

1	貸付辞退	年 月 日	平成　年　月　日	貸付期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
2	退　学				
3	長期欠席	各 期 間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日		
4	停　学				
5	休　学				
6	復　学	年 月 日	平成　年　月　日		
		休・停学、長期欠席期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		

養成施設 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。 養成施設名 代表者の職・氏名　　㊞

7	登　録 ＊登録証を添付してください	登録番号	番号（第　　号）
		登録年月日	平成　年　月　日
		卒業年月日	平成　年　月　日
		卒業養成施設名	
8	就　業	就業年月日	平成　年　月　日
		勤務先名称	
		勤務先所在地	〒　－ TEL：（　　）　－
		職　種	

事業主 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。 事業所名 代表者の職・氏名　　㊞

第 13 号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）
（借受人）〒　　－
住　　所
氏　　名　　㊞
携帯番号　　－　　－

異　動　届　B

下記のとおり、届出をいたします。

（＊届出番号に○をしてください。3 は事業主の証明が必要です。）

<table>
<tr><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">借受人住所等</td><td colspan="3">＊添付書類　住民票</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">〒　　－

携帯番号　　－　　－</td><td>氏　　名</td><td>フリガナ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td colspan="2">連帯保証人住所等</td><td colspan="3">＊添付書類　住所・氏名変更の場合　住民票、戸籍抄本</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">〒　　－

携帯番号　　－　　－</td><td>氏　　名</td><td>フリガナ</td></tr>
<tr><td>勤務先名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>勤務先所在地</td><td colspan="4">〒　　－
TEL:（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">3</td><td colspan="2">就 業 先 等</td><td colspan="2">＊事業主の証明が必要です。</td><td rowspan="5">事業主証明欄
左記のとおり、相違ないことを証明します。

事業所名

代表者の職・氏名　　㊞</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="2">〒　　－

TEL:（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職　　種</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">4</td><td colspan="2">退　　職</td><td colspan="3">今後、大分県内において保育業務に就く意思が
□　ない　・　□　ある　（←☑をつけてください。）</td></tr>
<tr><td>年 月 日</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>退職理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第 14 号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

連 帯 保 証 人 変 更 願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。

ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯して保育士修学資金貸付等制度実施要綱に基づく保育士修学資金の返還の債務を負担します。

変更年月日		平成　　年　　月　　日				
変更理由						
新連帯保証人	フリガナ		性別	男・女	続柄	
	氏　名	印				
	生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日 生（　　歳）				
	住　所	〒　　－ TEL：　　（　　）　　携帯：　　－　　－				
	勤務先名		年間所得（万円）			
	勤務先所在地	〒　　－ TEL：　　（　　）				
旧連帯保証人	氏　名					
	住　所	〒　　－ TEL：　　（　　）　　携帯：　　－　　－				

第 15 号様式（保）

平成　　年　　月　　日

大分県社会福祉協議会会長　殿

貸付番号（　　）

（借受人）〒　　－

住　　所

氏　　名　　㊞

携帯番号　　－　　－

借受人との関係

借 受 人 死 亡 届

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ	**生年月日**	昭和・平成　　年　　月　　日
大学等名または勤務先			
死亡年月日	平成　　年　　月　　日		
死亡の原因			

＊【添付書類】死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付してください。

修学資金申請チェックリスト

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【記載内容確認チェック】

NO	内　　容		申込人チェック	県社協チェック	備考
1	貸付申請書（第 1 号様式）【申請者記載欄】	すべて記入している	□	□	本人が直筆のこと
2		押印している	□	□	
3		申請金額は正しい	□	□	
4	貸付申請書（第 1 号様式）【連帯保証人記載欄】	申請者が未成年の場合は、連帯保証人が法定代理人（親権者等）である	□	□	該当者のみ
5		すべて記入している	□	□	本人が直筆のこと
6		押印している	□	□	

【提出書類チェック】

NO	書　類　名	申込人チェック	県社協チェック	備考
1	修学資金貸付申請書（第 1-1 号様式）	□	□	
2	家庭事情調書（第 1-2 号様式）	□	□	
3	修学生推薦書（第 2 号様式）	□	□	
4	貸付申請に係る同意書及び誓約書（第 4 号様式）	□	□	
5	住民票（申請者:世帯全員分の記載がある謄本と連帯保証人分）	□	□	
6	課税・所得証明書（世帯全体及び連帯保証人分）＊学生でも収入のある方全員分	□	□	
★	業務従事期間証明書（第 1 号様式）＊入学時に 45 歳以上で離職して 2 年以内の方のみ	□	□	該当者
★	生活保護受給証明書	□	□	該当者

申請書類は漏れが無いようにご確認ください。
申請書類を受付後、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。